

下水道事業にご理解とご協力を

下水道工事は公共水域の水質保全を図るとともに、生活環境の向上を目的に進められています。下水道が使用できる区域にお住まいの方で、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いします。

供用開始区域の拡大へ

平成30年度に旭町地内の一部で行われた下水道工事箇所が供用が開始されました。今回の工事により公共汚水マスを設置した方々は、4月から新たに下水道への接続をしていただくことにより、下水道を使用することができるようになります。

供用開始された地区に下水道が使用できる土地をお持ちの方

受益者負担金がかかりますので、4月中旬に、申告書を送付します。ご確認いただき申請をお願いします。

宅内排水設備接続の方法

下水道に接続する宅内工事については、市が指定した「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。指定工事店の一覧

は下水道担当および市ホームページでご確認ください。なお、工事費は個人負担となります。

各種補助事業のご活用を

●排水設備工事融資あっせん

①融資あっせん額

排水設備工事
資金100万円以内

②利子補給

市が3%以内の利子補給

③償還方法

融資を受けた日から3年以内毎月元金均等償還

④融資あっせん条件

※処理区域内に居住していること。

※市税および受益者負担金を滞納していないこと。

※市税および受益者負担金を滞納していないこと。

●下水道排水設備費補助金

下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に設置届を提出し、合併処理浄化槽を設置した方で、下水道排水設備工事を行う場合、補助金の額は【表1】のとおりです。

【表1】下水道排水設備設置補助金(一般家庭のみ)

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内 (平成31年4月供用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (平成30年4月供用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (平成29年4月供用開始)	3万円

●合併浄化槽普及事業費補助金

下水道認可区域外に、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方を対象に工事費の一部を補助します。

なお、現在ご使用の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に取替える場合も補助対象となります。

※着工前に申請が必要です。

■補助対象区域

穂坂、中田、穴山、円野、



清哲、神山の全域と祖母石の一部、岩下の一部。これに該当しない区域でも、下水道区域外等補助対象となる場合があります。

■補助額【表2】のとおり

【表2】合併浄化槽普及事業費補助金

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～50人槽	548,000円

※【表2】と浄化槽の設置費用の4割のいずれか低い方の額。

※浄化槽の人槽は、日本工業規格(JIS A 3302)に定めるところによります。

※申請受付は予算額に達した時点で終了します。

異動があったときは届出を

転出、転居や名義変更、井戸水使用世帯構成員の変更などにより異動があったときは、すみやかに下水道担当へ届出てください。

下水道を正しく使用しましょう

下水道を使う一人ひとりがルールを守って上手に使うことを心がけましょう。

○台所では・・・

食用廃油等の油脂類、調理くず、残飯などを流すと管が詰まったり悪臭の原因となりますので流さないようにしましょう。

○トイレでは・・・

水洗トイレにトイレットペーパー以外の水に溶けない紙や紙おむつ、タバコ、ガムなどを流さないようにしましょう。

○洗濯場、風呂、洗面所では・・・

洗濯では、リンを含まない洗剤を使いましょう。毛髪などは管を詰まらせる原因となるので、目皿等を用いて管に入らないようにしましょう。

■問い合わせ

上下水道課 下水道担当
(内線613・614)